

平成26年3月14日

総合政策局参事官(社会資本整備)

津波防災地域づくりに関する法律に基づき

全国初の推進計画が作成されました

静岡県 焼津市が津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波法」という）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という）を作成しました。

津波法に基づく推進計画の作成は全国初となります。

- 津波法は、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するために平成23年12月に施行（全部施行は平成24年6月）されました。
- 市町村は、津波法に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画（※）」を作成することができます。
（※推進計画：様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせ津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて描くもの）
- 焼津市においては、大学教授や市民代表、静岡県、中部地方整備局をメンバーとした推進計画策定協議会を平成25年3月に立ち上げて議論を重ね、平成26年3月14日に推進計画を作成されたところです。
- 焼津市では、東日本大震災を契機として、市民の津波災害に対する危機意識が高まるなか、その不安を解消するため、地震・津波対策についての計画を示すことが重要であると考え、推進計画を作成されました。
- 焼津市の推進計画は、全国初となります。
- 焼津市の推進計画の詳細については、近日中に焼津市 危機管理部 危機管理課のホームページにアップされる予定です。
（焼津市HP：<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-007/index.html>）

問い合わせ先：国土交通省総合政策局参事官(社会資本整備)付
企画専門官 後沢（ござわ）（内線 24-252）
課長補佐 粉川（こがわ）（内線 24-239）
（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8982
（FAX）03-5253-1548

H23.12.14公布 H24.6.13全部施行

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)**を作成することができる。

特例措置

(推進計画区域内における特例)

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に
関する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・ 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・ 都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

- 静岡県焼津市では、平成25年3月に津波防災地域づくりに関する法律(以下「津波法」という)第11条に基づき、焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会を設置
- 協議会の構成員は、焼津市、学識経験者、市民代表(自治会連合会)、静岡県、中部地方整備局
- パブリックコメントを経て、全国で初めて津波法に基づく推進計画を作成(平成26年3月14日)

推進計画とは(津波法第10条)

- 市町村は、基本指針(※1)に基づき、かつ、津波浸水想定(※2)を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。
- 様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす津波に対応してどのような津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村がその具体の姿を地域の実情に応じて描くことに意義がある。
- このことにより大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするもの。

(※1) 基本指針: 国土交通大臣が定める、津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針

(※2) 津波浸水想定: 基本指針に基づき、都道府県知事が、「津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深」を設定し、公表

焼津市津波防災地域づくり推進計画 (焼津市資料より抜粋)

策定の目的

住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりとの整合を図りつつ、大規模な地震・津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に実施し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進していく上での指針として策定

推進計画区域

地震対策と津波対策に一体的に取り組むことで市民生活の安全・安心を高め、また将来的な内陸部を活用したまちづくりの可能性を考慮し、『焼津市全域』を推進区域とします

地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

◆土地利用に関する方針

海と共に暮らす「焼津市のまちの姿」を守るため、現在の土地利用を維持します。ただし、特に浸水深が深いエリアにおいては「限定的な土地利用の見直し」を今後検討します。

◆警戒避難体制の整備に関する方針

市民の生命、身体确保安全確保に向けて、避難経路、津波避難施設、避難サイン等の整備、市と自治会が協力した津波避難地図の作成、避難訓練の実施等に取り組めます。

取組方針

基本方針

海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり

防ぐ・減らす

地震・津波から市民の生命、財産、産業活動を守るため、建物の耐震化やインフラ、津波対策施設等の整備を進めます。

逃げる

迅速かつ円滑に避難することができるよう、避難経路の整備や防災訓練等の様々なハード・ソフト施策を総合的に展開します。

営む

「日常の暮らし・産業活動」と「災害時の人命・財産の保護」との両立を目指して、長期的な視点で土地利用を検討します。

備える

市民が主体となった防災・減災対策の推進のため、「自助」「共助」の取組みを市全体に広く浸透させ、地域全体の防災力の向上を図ります。

地震・津波被害に強いまちづくり推進のために行う事業又は事務